



せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

1. 生活保護費について P1
2. 生活保護の開始までの流れ P5
3. 生活保護の目的 P9
4. 生活保護を受けている方の権利 P10
5. 生活保護を受けている方の義務 P10
6. 保護費の返還 P13
7. 地区担当員・民生委員 P14
8. 病院にかかるときは P15
9. 介護を受けるときは P16
10. 仕事や生活に困っている方へ P17
11. 介護などの相談窓口（外部機関） P17
12. お悩みのご相談先（外部機関） P18

いとまんしふくしじむしよ

糸満市福祉事務所

いとまんしやくしよ ふくしぶ しゃかいふくしか
(糸満市役所 福祉部 社会福祉課)

ばしよ いとまん しおぎさちよう ちよう め ばん ち
場所：糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
いとまんしやくしよ かいみなみがわ ばんまどぐち
糸満市役所 1 階 南側 10 番窓口

でんわ
電話：098-840-8130 (直通)

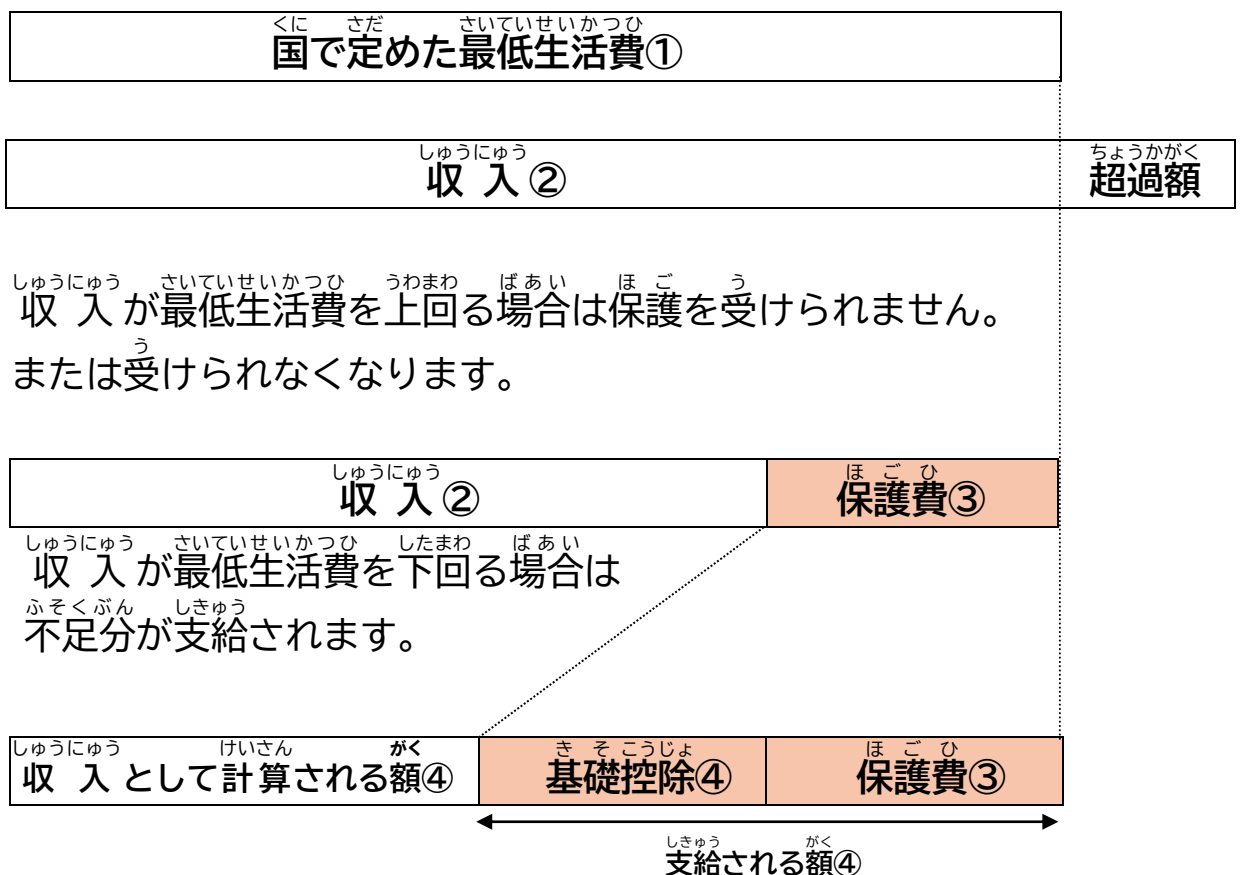
ファックス
FAX：098-840-8152

1. 生活保護費について

(1) 生活保護費の仕組み

生活保護費は、(個人ではなく)世帯に対して、国が最低限必要と定めた生活費(最低生活費)を、その世帯の全収入が下回る場合に、その不足する部分が保護費として支給されます。

したがって保護費は、各種の年金、手当、給料などと異なり、毎月、その月に必要な最低生活費を決定し、足りない部分が保護費として支給されます。



① ^{さいていせいかつひ}最低生活費とは

^{せたい}世帯の^{じょうきょう}状況^{おう}に応じて、^{せたい}世帯の^{さいていげんど}最低限度の^{せいかつひ}生活費を^{くに}国が^{さだ}定めて^{せいかつ ほ ごきじゅん}いる生活保護基準をもとに^{けいさん}計算されます。

② ^{しゅうにゅう}収入とは

あなたや^{かぞく}家族が^{はたら}働いて^え得た^{しゅうにゅう}収入、^{ねんきん}年金や^{かくしゅてあて}各種手当、^{しんぞく}親族からの^{えんじょ}援助、^{よちよきん}預貯金、^{ほけんきん}保険金、^{ほけん}保険の^{かいやくへんれいきん}解約返戻金、^{しきん}資産を^か貸したり^う売ったりして^え得た^{しゅうにゅう}収入、^{たから}宝くじの^{とうせんきん}当選金、^{しゃっきん}借金して^え得た^{かね}お金、^{だれ}誰かに^か貸し^つ付けていた^{へんさいきん}返済金など、^{せたい}世帯の^{しゅうにゅうぜんぶ}収入全部を^{ごうけい}合計したものです。

③ ^{ほ ご ひ}保護費とは

^{しゅるい}9種類の^{ふじょ}扶助があり、^{くに}国の^{さだ}定めた^{きじゅん}基準により、^{とど}届け出や^{しんせい}申請により、^{ひつよう}必要に応じて^{おう}扶助を^{ふじょ}受けることができます。^{くわ}(詳しくは^{つぎ}次のページ)。

④ ^{き そ こうじょ}基礎控除とは

^{しゅうにゅう}収入が、^{はたら}働きによる^{しゅうにゅう}収入なら^{き そ こうじょ}基礎控除が^う受けられて、^{③と④}③と④の部分^{ぶぶん}が^{しきゅう}支給されます。^{てもと}お手元には、^{②から④}②から④の^{ごうけいがく}合計額^{のこ}が残ることになります。

そのほか、^{しゃかいほけんりょう}社会保険料や^{しよとくぜい}所得税、^{つうきんこうつうひ}通勤交通費などの^{じっぴ}実費も^{こうじょ}控除されます。また、^{はたら}働いている方が^{かた}未成年者の^{みせいねんしゃ}場合は^う未成年者^{みせいねんしゃこうじょ}控除も受けることができます。

^{けっかてき}結果的に、^{こうじょぶん}控除分が^{てもと}手元に^{おお}多く^{のこ}残ることになり、^{じりつ}自立への^{じゅんび}準備に^あ充てるできるようになります。

(2) 保護費の種類

- ① 生活扶助・・・食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道など



の日常の暮らしのための費用

- ② 教育扶助・・・義務教育に必要な費用（給食費・学級費などを



含む）

- ③ 住宅扶助・・・家賃、地代など住宅の費用



- ④ 医療扶助・・・ケガや病気の治療をするための費用（通院費、



看護料、現物によるコルセット・メガネなどを
含む）

- ⑤ 介護扶助・・・高齢者、障害者の身のまわりを介護するための



費用（居宅介護、福祉用具住宅改修、施設介護、
移送などの費用）

- ⑥ 出産扶助・・・お産をするための費用



- ⑦ 生業扶助・・・仕事につくための費用、技能や技術を身につけ



るための費用、高校などの就学費

⑧ 葬祭扶助…葬儀の費用（喪主が居住する市町村にご相談ください）



⑨ 一時扶助…一時的な需要のための費用（被服費（紙おむつ・新生児被服費など）、家具什器費、移送費、入学準備金、配電設備費、水道設備費など）

※上記扶助の支給には一定の条件や上限額があり、支給できない場合がありますので、地区担当員（ケースワーカー）に必ず事前にご相談ください。

※医療扶助および介護扶助については、収入などにより費用の一部または全部が自己負担となる場合があります。

(3) 保護受給中に減額・免除されるもの

生活保護受給中は、申請によって、減額または免除を受けることができます。地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

☐ NHK放送受信料

☐ 市県民税、固定資産税

☐ 国民年金

☐ 保育所の保育料

2. 生活保護の開始までの流れ

(1) 相談

生活や資産の状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲でかまいません。来所だけでなく、電話での相談もできます。



(2) 申請

相談者本人の意志で申請することが必要です。ただし、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。なお、申請にともない、調査に必要な書類や、資産状況が確認できる資料などを求めることがあります。



暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

(3) 調査

生活保護の必要性を判断するために、実際に家庭を訪問したり、①資産の活用、②稼働能力の活用、③他法他施策の活用、④扶養義務者からの援助を確認します。



① 資産の活用について

利用できる資産(生活必需品以外の不動産、預貯金、自動車、生命保険、貴金属、船舶な

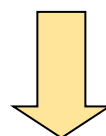
ど)は全て生活費に充ててください。なお、

売却処分がすぐにできず、現に最低生活が維持

できない場合にはとりあえず保護を開始し、

売却処分ができた時点でその代金の全部ま

たは一部を返していただきます。



なお、住居用の不動産は原則として保有が認められます

(※個々の事情に応じて判断します)。また、個々の事情によ

り、自動車、オートバイ、生命保険、学資保険の保有が認めら

れる場合がありますので、ご相談ください。

②稼働能力の活用について

働ける方は、その能力に応じて、
働いて収入を得てください。



ただし、病気や障害、その他の理由で
働けない方は、その課題解決（療養専念や就労支援）を優先と
します。

③他法他施策の活用について

各種年金法、老人福祉法、身体障害者福祉法、
母子及び寡婦福祉法、特別医療助成条例などの
他の法律、施策などが利用できる部分は、これ
らを先に利用していただくこととなります。



④扶養義務者からの援助について

扶養義務者へ支援の可否について
調査をします。具体的には、定期的な訪問
や電話、手紙のやり取りなどの精神的な支援の可否の他、金銭的
な支援の可否について調査します。



ただし、扶養義務者が高齢者・未成年者・施設入所者などで
ある場合、暴力・虐待などの経緯がある場合、金銭トラブルや
縁が切られているなどの著しい関係不良の場合、10年程度
交流がない場合などは扶養調査を行わない場合があります。
個々の事情に応じて判断しますので、調査担当にご相談ください。

(4) 受給開始

調査の結果、資産、稼働能力、その他あらゆるものを活用しても、最低限の生活が維持できないと判断された場合、生活保護が受けられます。生活保護が受けられるかどうかの結果は、申請をした日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間がかかる場合は30日以内）に決定して通知します。

(5) 保護費の支払い

保護費は、原則として毎月5日に支給されます。
窓口で受け取りの方は、支給日以降に、印鑑をもってお越しく
さい。銀行振込の方は、支給日以降に、銀行でお受け取りください。

3.生活保護の目的

生活保護は、生活に困っているすべての国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、将来に向けて自立した生活が送れるように支援することを目的として、国が日本国憲法第25条や生活保護法に基づいて行う制度です。

◎生活保護における「3つの自立」

市役所(地区担当員)は世帯の状況に応じて、以下の「3つの自立」を支援していきます。

日常生活自立

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。



社会生活自立

社会的なつながりを回復・維持できるように、社会生活における自立を目指します。



経済的自立

就労以外の収入(各種年金など)もあわせた、経済的な自立を目指します。



4. 生活保護を受けている方の権利

- ① 条件を満たせば、全ての方が平等に生活保護を受けられます。
- ② 正当な理由がなければ、保護費が減額されたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- ③ 受け取る保護費や、保護の物品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

5. 生活保護を受けている方の義務

(1) 生活上の義務

- ① 働ける方は能力にあわせて働き、経済的自立に向けての努力をしてください。
- ② 病気の方は、医師の指示を守って通院・治療を行い、日常生活自立や社会生活自立に向けて努めてください。
- ③ 支出の節約を行い、生活の維持・向上に努めてください。(パチンコ、スロットマシン、飲酒などでの浪費はいけません。)



(2) 各種届出の義務

生活保護を受ける方は、全ての収入について、市役所（社会福祉課）に届け出なければなりません。また、生活状況に変化があったときも、必ず届け出てください。

- ① 給料、ボーナス（賞与）、パート収入、退職金などの収入があったとき

※高校生や受験浪人のアルバイト収入も届け出なければいけません。世帯主（保護者）が責任を持って届け出てください。



※保護受給中の借金も全て収入になります。

※事前に承認されれば、収入として認定されない場合もあるので、ご相談ください。

- ② 国民年金、厚生年金、福祉手当などを受け始めたとき
- ③ 年金・恩給・福祉手当・仕送りなどの額が変わったとき
- ④ 会社などの健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき
- ⑤ 病気やけがなどで病院にかかるとき、かからなくなったとき
- ⑥ 家族の方の転入・転出・就職・転職・進学などがあるとき
- ⑦ 家賃・地代が変わるとき（転居するときは事前に相談してください）
- ⑧ 特別な支出があるとき（住宅更新料の請求など）

はたら 収入や年金などの収入を、正しく届け
 出しているかどうかについて、毎年、税金の担当
 部署と協力して、収入状況を確認していま
 す。収入の届け出は、生活保護を受けている方の
 義務です。届け出が遅れるほど、保護費が支給で
 きなくなる可能性があります。ですので、収入を
 得た場合は、速やかに届け出てください。



(3) 指導指示に従う義務

生活保護を受けている方が義務を果たしていないと
 認められる場合や、生活の維持・向上、その他生活保
 護の目的達成のために必要なときには、市役所(地区
 担当員)が指導指示または検診命令を行います。正当
 な理由がなくこの指導などに従わない場合、保護の
 変更や停止、または廃止が行われることがあります。



6. 保護費の返還

さしせまった事情のため資力があるにもかかわらず生活保護を受けるときや、次のような場合には、すでに支給された生活保護費(医療費や介護費を含みます)を返還しなければなりません。

- ① 不動産(土地・家屋・車)などが売れたとき
- ② 生命保険などの保険金などを受けとったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき
- ④ 交通事故などで示談金、補償金などを受けとったとき

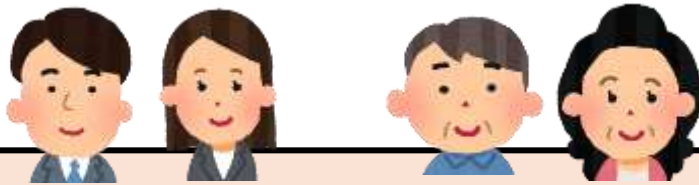
※なお、自立助長の観点から、返還を一部免除できる場合もありますので、事前にご相談ください。

不正な方法で生活保護を受けたときは(事実と違う届け出をする、収入の届け出をしないなど)、保護費を返還してもらいます。悪質な場合は、徴収加算金(10%~40%)がつくことがあります。また、生活保護法や刑法によって、厳しく処罰される場合があります。



けっていじこう ぎもん 決定事項に疑問があるとき

しやくしょ おこな ほ ご しんせい きゃっか ほ ご へんこう ていし
市役所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、また
はいし けってい ふふく けってい
は廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知っ
ひ よくじつ かぞ げついない おきなわけん ち じ たい しんさ
た日の翌日から数えて3か月以内に沖縄県知事に対して、審査
せいきゅう ふふく もう た
請求(不服の申し立て)をすることができます。



ち く たんとういん みんなせいいいいん 7. 地区担当員・民生委員

ち く たんとういん かていほうもん せいかつじょうきょう
地区担当員(ケースワーカー)は、家庭訪問などをして生活状況
き せいかつ ほ ご けってい ひつよう ちょうさ おこな じぶん
をお聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の
ちから せいかつ じょげん えんじょし どう おこな しやくしょ しょくいん
力で生活できるよう助言や援助指導を行う市役所の職員です。

せいかつ ほ ご か い し ち く たんとういん ていきてき かていほうもん
生活保護が開始されると、地区担当員が定期的に家庭訪問をし、あ
かてい せいかつじょうきょう そうだん おう
なたの家庭の生活状況を聞いたり、いろいろな相談に応じます。あ
なたのかかえる生活上の問題を一緒に考えますので、遠慮なくご
そうだん
相談ください。

みんなせいいいいん しやくしょ せいかつ ほ ご う かた はしわた やく こま
民生委員は、市役所と生活保護を受ける方との橋渡し役です。困
なや かたがた そうだん あいて ひつよう
ったことや悩みごとなどをもつ方々のよき相談相手として、必要な
じょげん おこな ひみつ まも なに こま
助言を行ってくれます。秘密を守りますので、何か困ったことや、
わからないことがありましたらご相談ください。

びょういん 8. 病院にかかるときは



- ① 病院にかかるときは、「医療券」が必要です。医療券は市役所（社会福祉課）で交付します。
保護申請中は、「医療券」の発行はできませんので、病院の窓口で「生活保護申請中」であることを話してください。
国民健康保険に加入していた方は、申請と同日から使えなくなります。
- ② 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。
- ③ 接骨院、はり、きゅう、マッサージの治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。
- ④ メガネ、コルセットほか治療に要するものが必要なときには、購入前に、地区担当員に相談してください。
- ⑤ 社会保険のある方は、保護を受けていても保険証が使えるので、事前に、地区担当員に相談してください。また、新たに社会保険に加入後、保険証が交付された場合は、必ず市役所（社会福祉課）に届出をお願いします。
- ⑥ 市役所（社会福祉課）では、健康面で不安のある方について、保健師などが面談に応じていますので、事前に、地区担当員へご相談ください。

⑦ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品を選んでいただくようお願いいたします。

⑧ 自動車による交通事故などの被害に遭い、これを原因とする負傷などについて医療または介護サービスを要する場合には、第三者行為被害届を提出してください。

かいご う 9. 介護を受けるときは



65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の方で「脳血管疾患」などの病気(特定疾病)が原因で、自力で生活を維持することが困難なときに、介護保険サービスを利用することができますので、地区担当員にご相談ください。

10. 仕事や生活に困っている方へ

糸満市くらしのサポートセンターきづき

電話：098-840-8182 (事前に電話予約が必要)

時間：月～金 8:30～17:15

場所：糸満市役所 5階北側

メール：kiduki@shakyo.city.itoman.okinawa.jp

LINE：右の二次元コードを読み込んでください



内容：「住まいの維持・確保のための支援」「就労に向けた支援」
「家計の立て直しのための支援」を主に行っています。

11. 介護などの相談窓口(外部機関)

相談時間：月～金 8:30～17:15

糸満市地域包括支援センターうらうら

電話：098-996-3855

場所：糸満市西崎1丁目37-2 パレスゆうな101

担当：武富、北波平、賀数、座波、兼城、照屋、阿波根、潮平、
西崎、西川町

糸満市地域包括支援センターいちまん

電話：098-992-2150

場所：糸満市真栄里1615番地 1号室

担当：字糸満、潮崎町、真栄里、国吉、大里、与座、豊原、新垣、
真栄平、宇江城、真壁、名城、小波蔵、伊敷、糸洲、福地、喜屋武、
南波平、伊原、束里、山城、米須、大度、摩文仁

12. お悩みのご相談先(外部機関)

きかんめい 機関名	おも そうだんないよう 主な相談内容
ほう おきなわ にほんしほうしえん 法テラス沖縄（日本司法支援センター） でんわ 電話：0570-078-368 ばしよ な は し そ べ 場所：那覇市楚辺1-5-17 な は かい プロフェスビル那覇2階	しゃっきん ● 借金 じ こ はさん ● 自己破産 りこん ちやうてい ● 離婚の調停 など
いとまんし 糸満市ふるさとハローワーク でんわ 電話：098-840-8184 ばしよ いとまんし やくしよ かい し みん か 場所：糸満市役所1階 市民課となり いとまんし しおざきちやう ちやうめ ばん ち （糸満市潮崎町1丁目1番地）	しよくぎやうしやうかい ● 職業紹介
おきなわ おきなわこうきやうしよくぎやうあんていじよ ハローワーク沖縄（沖縄公共職業安定所） でんわ 電話：098-866-8609 ばしよ な は し ちやうめ かい 場所：那覇市おもろまち1丁目3-25 5階	しよくぎやうしやうかい ● 職業紹介 こやうほけん ● 雇用保険
いとまんし じんざい 糸満市シルバー人材センター でんわ 電話：098-992-1007 ばしよ いとまんし いとまん ばん ち 場所：糸満市糸満2075番地	こうれいしや しゆうろう ● 高齢者の就労

（令和8年8月改定）